

議案第19号

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業基金条例を
廃止する条例

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業基金条例（平成29
年新座市条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業基金を廃止したいの
で、この案を提出するものである。